



## 自動車グリーン税制の軽減対象自動車一覧の注意事項、燃費基準値及び燃費基準+15%値、燃費基準+20%値、燃費基準+25%値、メーカー等の問い合わせ先

この一覧は、平成20年度税制改正において、自動車税のグリーン化及び自動車取得税の特例措置の対象となる低排出ガス認定車(☆☆☆☆)で、かつ燃費基準+25%達成車、燃費基準+20%又は、燃費基準+15%達成車及び平成21年自動車排出ガス規制適合車(ディーゼル乗用車)の一覧をまとめたものです。軽減措置の内容は下記のとおりです。

記

### <自動車税のグリーン化の内容>

対象：排出ガス性能及び燃費性能を下記①～③の通り満たす普通自動車及び小型自動車又は、電気自動車(燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車

- ① 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車
- ② 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+20%以上達成している自動車
- ③ 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ燃費基準を+15%以上達成している自動車(軽自動車は本取扱いの対象とはなりません)

軽減内容：上記①～③

	☆☆☆☆車 
燃費基準+15%又は20%達成車  	②、③概ね25%軽減
燃費基準+25%達成車 	①概ね50%軽減

- ④ 電気自動車、天然ガス自動車 → 概ね50%軽減  
(天然ガス自動車)  
車両総重量3.5ト以下 … ☆☆☆☆  
車両総重量3.5ト超 … 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定(NOx10%低減レベル)を受けている自動車

制度期間：平成20年4月1日から平成22年3月31日まで





軽減期間：平成20・21年度中に新車新規登録した場合、それぞれ当該年度の翌年度分を軽減

## <自動車取得税の特例措置の内容>

対象：排出ガス性能及び燃費性能を下記①～③の通り満たす普通自動車、小型自動車及び軽自動車又は、電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車

- ① 低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（☆☆☆☆）を受けているもので、かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車
- ② 低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（☆☆☆☆）を受けているもので、かつ燃費基準を+20%以上達成している自動車
- ③ 低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定75%低減レベル（☆☆☆☆）を受けているもので、かつ燃費基準を+15%以上達成している自動車

軽減内容：上記①～③ 自動車取得税の課税標準より下記金額を控除

	☆☆☆☆車 
燃費基準+15%又は20%達成車  	②、③ 15万円控除
燃費基準+25%達成車 	① 30万円控除

30万円控除では、自家用→15千円の減税 営業用・軽自動車→9千円の減税  
15万円控除では、自家用→7.5千円の減税 営業用・軽自動車→4.5千円の減税

- ④ 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車
  - ・ 電気自動車 → 税率で2.7%の軽減
  - ・ 天然ガス自動車 → 税率で2.7%の軽減
    - 車両総重量3.5ト以下 … ☆☆☆☆
    - 車両総重量3.5ト超 … 低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により排出ガス車認定（NOx10%低減レベル）を受けている自動車
  - ・ ハイブリッド自動車（バス・トラック） → 税率で2.7%の軽減
  - ・ ハイブリッド自動車（乗用車等） → 税率で1.8%の軽減
    - 車両総重量3.5ト以下 … ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車
    - 車両総重量3.5ト超 … 低排出ガス車認定制度（平成17年基準値）により低排出ガス車認定（NOx又はPM10%低減レベル）を受けている自動車
- ⑤ 平成21年自動車排出ガス規制適合車（ディーゼル乗用車）
  - 税率で1.0%の軽減（但し、平成21年10月1日以降は0.5%の軽減）

制度期間：上記①から③、⑤にあっては平成20年5月1日から平成22年3月31日まで、④にあっては平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

軽減期間：上記①から③、⑤にあっては平成20年5月1日登録・届出分より、④にあっては平成20年4月1日登録・届出分より

[ 注 意 事 項 ]

1. 本一覧の燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準値（ガソリン車：平成22年度、ディーゼル車：平成17年度）をいい、燃費基準値15%以上達成している自動車、燃費基準を20%以上達成している自動車又は燃費基準を25%以上達成している自動車は、それぞれその旨を示すステッカーが車体に貼付されます。



例：ガソリン車  
 「平成22年度燃費基準+15%達成車」  
 「平成22年度燃費基準+20%達成車」  
 「平成22年度燃費基準+25%達成車」に  
 貼付されるステッカー

2. 本一覧では、税務上の便宜を図り、燃費基準+15%以上達成車を「低燃費+15%」、燃費基準+20%以上達成車を「低燃費+20%」、燃費基準+25%以上達成車を「低燃費+25%」と表記しています。
3. 低排出ガス認定車とは、低排出ガス認定制度に基づき、最新規制排出ガス規制値（平成17年基準値）を75%以上低減する車両として国土交通大臣の認定を受けたものです。  
 低排出ガス認定レベルに応じ認定ステッカー等に☆印で表記されます。

低排出ガス認定レベル75%以上（☆☆☆☆）



〈低排出ガス認定車の主な識別記号〉

燃料	区分	識別記号	低減レベル
ガソリン 又は LPG	乗用車	DBA	75%
	軽量貨物車	DBE	75%
	中量貨物車	DBF	75%
	軽貨物車	HBD	75%
	乗用車 (ハイブリッド)	DAA	75%
	軽量貨物車 (ハイブリッド)	DAE	75%
	中量貨物車 (ハイブリッド)	DAF	75%
	軽貨物車 (ハイブリッド)	HAD	75%

(軽貨物車は平成19年排出ガス規制)

4. ガソリン車、LPG車及びディーゼル車の燃費基準値は等価慣性重量ランク別に定められ、次頁のとおりです。
5. 同一型式でも類別区分番号によっては燃費基準値を満たしていないものがあり、その場合には本一覧に掲載されていません。
6. 車両型式欄の※印のついている型式は「構造A」（乗用車派生貨物車）を示します。
7. 電気自動車、天然ガス自動車については、本書の一覧には掲載されていません。

※ この一覧表は平成20年4月までに発売されているものが掲載されており、5月以降発売されるものは原則として毎月追加します。

「燃費基準値及び燃費基準+15%値及び+20%値及び+25%値」

1. 乗用自動車

(1) ガソリン車

区 分	燃費基準値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
1. 車両重量が 703kg 未満	21.2	24.4	25.4	26.5
2. 車両重量が 703kg 以上 828kg 未満	18.8	21.6	22.6	23.5
3. 車両重量が 828kg 以上 1,016kg 未満	17.9	20.6	21.5	22.4
4. 車両重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	16.0	18.4	19.2	20.0
5. 車両重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	13.0	15.0	15.6	16.3
6. 車両重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	10.5	12.1	12.6	13.1
7. 車両重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	8.9	10.2	10.7	11.1
8. 車両重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	7.8	9.0	9.4	9.8
9. 車両重量が 2,266kg 以上	6.4	7.4	7.7	8.0

(2) ディーゼル車

区 分	燃費基準値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
1. 車両重量が 1,016kg 未満	18.9	21.7	22.7	23.6
2. 車両重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	16.2	18.6	19.4	20.3
3. 車両重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	13.2	15.2	15.8	16.5
4. 車両重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	11.9	13.7	14.3	14.9
5. 車両重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	10.8	12.4	13.0	13.5
6. 車両重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	9.8	11.3	11.8	12.3
7. 車両重量が 2,266kg 以上	8.7	10.0	10.4	10.9

(3) LPG車

区 分	燃費基準値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
1. 車両重量が 703kg 未満	15.9	18.3	19.1	19.9
2. 車両重量が 703kg 以上 828kg 未満	14.1	16.2	16.9	17.6
3. 車両重量が 828kg 以上 1,016kg 未満	13.5	15.5	16.2	16.9
4. 車両重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	12.0	13.8	14.4	15.0
5. 車両重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	9.8	11.3	11.8	12.3
6. 車両重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	7.9	9.1	9.5	9.9
7. 車両重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	6.7	7.7	8.0	8.4
8. 車両重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	5.9	6.8	7.1	7.4
9. 車両重量が 2,266kg 以上	4.8	5.5	5.8	6.0

## 2. 貨物自動車

### (1) ガソリン車

自動車の種別	区 分			燃 費 基 準 値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造				
1. 軽自動車	手動式	703kg 未満	構造 A	20.2	23.2	24.2	25.3
			構造 B	17.0	19.6	20.4	21.3
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	18.0	20.7	21.6	22.5
			構造 B	16.7	19.2	20.0	20.9
		828kg 以上		15.5	17.8	18.6	19.4
	手動式以外のもの	703kg 未満	構造 A	18.9	21.7	22.7	23.6
			構造 B	16.2	18.6	19.4	20.3
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	16.5	19.0	19.8	20.6
			構造 B	15.5	17.8	18.6	19.4
		828kg 以上		14.9	17.1	17.9	18.6
2. 車両総重量が 1.7 トン以下 のもの	手動式	1,016kg 未満		17.8	20.5	21.4	22.3
		1,016kg 以上		15.7	18.1	18.8	19.6
	手動式以外のもの	1,016kg 未満		14.9	17.1	17.9	18.6
		1,016kg 以上		13.8	15.9	16.6	17.3
3. 車両総重量が 1.7 トン超 2.5 トン以下 のもの	手動式	1,266kg 未満	構造 A	14.5	16.7	17.4	18.1
			構造 B	12.3	14.1	14.8	15.4
		1,266kg 以上 1,516kg 未満		10.7	12.3	12.8	13.4
	1,516kg 以上		9.3	10.7	11.2	11.6	
	手動式以外のもの	1,266kg 未満	構造 A	12.5	14.4	15.0	15.6
			構造 B	11.2	12.9	13.4	14.0
1,266kg 以上			10.3	11.8	12.4	12.9	

### (2) ディーゼル車

自動車の種別	区 分			燃 費 基 準 値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値
	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造				
1. 車両総重量が 1.7 トン以下 のもの	手動式			17.7	20.4	21.2	22.1
	手動式以外のもの			15.1	17.4	18.1	18.9
2. 車両総重量が 1.7 トン超 2.5 トン以下 のもの	手動式	1,266kg 以上	構造 A	17.4	20.0	20.9	21.8
			構造 B	14.6	16.8	17.5	18.3
		1,266kg 以上 1,516kg 未満		14.1	16.2	16.9	17.6
			1,516kg 以上		12.5	14.4	15.0
	手動式以外のもの	1,266kg 未満	構造 A	14.5	16.7	17.4	18.1
			構造 B	12.6	14.5	15.1	15.8
		1,266kg 以上 1,516kg 未満		12.3	14.1	14.8	15.4
			1,516kg 以上 1,766kg 未満		10.8	12.4	13.0
1,766kg 以上		9.9	11.4	11.9	12.4		

備考

1. 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する

空車状態における自動車の重量をいう。

2. 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。
3. 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
  - イ. 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
  - ロ. 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
  - ハ. 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
4. 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
5. 「燃費基準+15% (+20%、+25%) 値」とは、燃費基準値に115/100 (+20%については120/100、+25%については125/100) を掛け小数第2位を四捨五入したものの。

## メーカー等の問い合わせ先

会 社 名	住 所	担当部署	電 話
スズキ(株)	静岡県浜松市南区高塚町300	営業推進部 営業企画グループ	053-440-2173
ダイハツ工業(株)	大阪府池田市ダイハツ町1-1	お客様相談室	0070-800-874040
トヨタ自動車(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 4-10-27第二豊田ビル西館7階	お客様相談センター	0800-700-7700
日産自動車(株)	神奈川県横浜市金沢区福浦三 丁目7番地	お客様相談室 9:00~17:00	0120-315-232
富士重工業(株)	東京都新宿区西新宿1-7-2	S U B A R U お客様センター	0120-05-2215
本田技研工業(株)	埼玉県和光市本町8-1	お客様相談センター	0120-112-010
マツダ(株)	広島県安芸郡府中町新地3-1	マツダコールセンター 平日 9:00~17:00 土・日・祝日 9:00~12:00 13:00~17:00	0120-386-919
三菱自動車工業(株)	東京都港区芝五丁目33番8号	お客様相談センター	0120-324-860